令和７年度「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」に係る補助事業者募集要領

令和７年３月３日

経済産業省　資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課

※この公募は、令和６年度再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）の交付を受けた事業者が令和７年度においても継続的に実施する事業を補助するものであり、新規事業者を公募するものではありませんのでご注意ください。

※この公募は、令和７年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。本事業は、令和７年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとなります。今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

経済産業省では、令和７年度「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

　当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

|  |
| --- |
| **補助金を応募する際の注意点**①　補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。②　偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。　　なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。③　上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下URLにて公表されています。<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html>④　補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。⑤　経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。⑥　補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。掲載アドレス：<http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html>⑦　補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。 |

【１．事業概要】

１－１．事業目的

　　　本事業は、配電事業等の構築に必要な蓄電池やエネルギーマネジメントシステム等のリソースの導入（以下「補助事業」という。）を実施する補助事業者に対して、補助事業に要する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの更なる導入拡大や電力需給の安定化を促すことを目的としています。

１－２．事業スキーム

　　　経　済　産　業　省

　　　　　（申請）↑　　↓（補助）　　　補助率：１／２以内

　　　　　　補　助　事　業　者

１－３．事業内容

配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築

日本国内において、一定規模のコミュニティ内（※１）で配電事業等の参入を見据えてマイクログリッドの構築を図る事業であり、下記（１）～（１０）の要件を全て満たすことが必要です。

（１）配電事業等の参入を見据えて、災害等による長期停電時に発動可能なマイクログリッドを構築すること。ただし、将来における当該マイクログリッド構築範囲を含む配電事業等への参入を必須とするものではありません。また、本事業において、マイクログリッドを構築することで、配電事業の認可が取得できるものではありません。

（２）配電事業に係る兼業規制の適用除外基準（※２）に該当する事業規模であること。

（３）原則、下記①～③の全ての設備の活用を含むマイクログリッドであること。（※３）

①　再生可能エネルギー発電設備（※４）（※５）

②　需給調整設備（※６）

③　エネルギーマネジメント設備

（４）系統線の活用が含まれるマイクログリッドであること。（※７）

（５）平常時から需給バランスのモニタリング等を行うこと。

（６）災害等による長期停電時には、マイクログリッド運用者が需給の調整を行う仕組みを有すること。

（７）マイクログリッドをおこなう地域の地方公共団体（※８）が指定する防災に資する施設を含むこと。

（８）以下①～④を含む共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）（※９）にて運用されるマイクログリッドであること。

①　地方公共団体

②　マイクログリッドにおいて活用する設備（補助対象設備以外を含む）を所有・活用する事業者

③　マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整を行う事業者

④　その他、マイクログリッドの運用に必要不可欠な事業者

（９）コンソーシアム契約（案）には、以下①～⑤を含むこと。

①　当該マイクログリッドの構築範囲（地方公共団体が指定する防災に資する施設を含む）

②　コンソーシアム各者の体制及び役割

③　地方公共団体が示す防災上の位置付け

④　マイクログリッドの発動条件

⑤　マイクログリッドの発動から切り戻しに関する手順

（１０）マイクログリッドの構築完了後１年以内に、災害等による長期停電時を想定した災害対応訓練（設備点検及び電力供給手順の確認を含む）を実施できるマイクログリッドであること。（※１０）

※１　所有者の異なる建築物が複数存在する地域。

※２　下記の①、②のいずれか又は両方に当てはまること。

①　配電事業を行う想定の供給区域の需要家軒数の合計が5万軒未満であること。

②　配電事業を行う想定の供給区域が、本土の電線路と電気的に接続されていない離島等。

詳細は、「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き（令和５年４月（第1.1版））」を参照すること。

※３　既設設備の場合、本補助事業により取得した補助対象設備と共に善良な管理者の注意をもって管理、メンテナンスを行い、マイクログリッドの運用を行うこと。

※４　下記①～⑤のいずれか又は複数の再生可能エネルギー発電設備であること。

①　太陽光発電設備

②　風力発電設備

③　バイオマス発電設備

④　水力発電設備

⑤　地熱発電設備

※５　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく設備認定を受けた設備（以下「ＦＩＴ・ＦＩＰ認定設備」という。）の場合、当該マイクログリッド内で活用される設備であること。ただしその場合、当該再生可能エネルギー発電設備に係る経費は補助対象外とします。

※６　下記の①～④のいずれか又は複数の需給調整設備であること。

ただし、再生可能エネルギー発電設備が需給調整設備を兼ねる場合は導入を必須としません。

①　蓄電システム

②　業務用・産業用Ｖ２Ｈ充放電設備

③　発電設備

④　その他、需給調整設備として経済産業省が認める設備

※７　災害等による長期停電時に構成されるマイクログリッドは電力自営線を含むことを制限するものではありませんが、系統線を活用せず電力自営線のみで構築されるマイクログリッドは対象外とします。

※８　地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体のうち特別区。

※９　当該マイクログリッドの運用を行うために必要な内容を定めた契約等により結成される共同体や任意団体等。なお、コンソーシアムに含まれる事業者を変更する場合、その役割・機能を維持すること。

※１０　災害対応訓練について下記のとおりとします。

①　補助事業者は、マイクログリッドの構築完了後１年以内において、災害等による大規模停電時の電力供給手順の確認等を含む災害対応訓練を実施し、実施内容を取りまとめ、報告すること。報告方法等については別途連絡を行います。

また、補助事業者は、補助事業により設置した補助対象設備及びマイクログリッドの状況等の報告を経済産業省の求めに応じて行うこと。報告内容・時期等については、経済産業省が必要に応じて別途連絡を行います。

なお、実施時期、訓練内容については交付申請時に提出した計画内容通り実施することとし、万が一実施時期や訓練内容等に変更が生じた場合、事前に経済産業省の承認を受けること。

②　補助事業の完了年度の翌年から５年間は、最低１年に１回以上の災害対応訓練を実施すること。

③　補助事業者は、災害等による大規模停電が発生した際は、マイクログリッドの活用状況等の報告を追って行うこと。報告内容・報告時期等について別途連絡を行います。

なお、提出した申請や報告の情報は、事前告知を行わず、公表される場合があります。

１－４．事業実施期間

　　　交付決定日～令和８年３月３１日

補助事業の開始日は、交付決定日以降とします。

※補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※原則として３者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。３者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とします。

補助事業の完了日は、下記①～⑥を全て完了させた日とします。

①コンソーシアムの契約締結完了。

②補助対象設備の設置工事完了。

③補助対象経費に係る検収完了。

④マイクログリッド全体の試運転完了（解列点は必ずしも開放しなくて良い）。

⑤補助対象経費の全額支出完了。

⑥マイクログリッドの構築完了（マイクログリッドの運用が可能な状態であること）。

１－５．応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間企業等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

※個人事業主による申請の場合は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しが提出できること。

※代理・代行申請は受け付けないため、必ず申請者自身で申請を行うこと。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※特別目的会社（ＳＰＣ）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要です。

④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

※その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

⑤経済産業省におけるＥＢＰＭ※に関する取組に協力すること。

（※）ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくＥＢＰＭの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

⑥本補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。

※リースや賃貸借又はエネルギーマネジメントサービス事業により、補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備所有者と設備使用者が共同で申請を行うこと。

・リースを利用する場合は、所有権者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者との共同申請を行うこと。

・リース事業者等は、【１－５．応募資格】の要件を満たす者であること。

・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。

・補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。

なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前に経済産業省の承認を受けること。詳細は、【９．その他の注意点】④を参照のこと。

※補助対象設備の所有者が複数存在する補助事業の場合、事前に相談の上、申請を進めること。

⑦本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、当該マイクログリッドの運用のために必要な設備の活用を行う者であること。

⑧本補助事業により取得した補助対象設備の運用において法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。

⑨本補助事業により導入した設備の使用状況等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。

なお、申請に当たっては、事業実施場所の地方公共団体と密に連携の下（資金拠出は必須としない）、申請を行うこと。

【２．補助金交付の要件】

２－１．採択予定件数：２件

※１申請あたりの申請単位は、本補助事業にて構築するマイクログリッド単位とします。

なお、同一区域内において非常時での電力供給範囲が異なるマイクログリッド構築を行う事業の場合、事前に経済産業省に相談すること。

２－２．補助率・補助額

補助対象経費の１／２以内とし、４億円を上限とします。

なお、蓄電システム及びＶ２Ｈ充放電設備については、下記のとおりとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 費用区分 | 補助上限額（条件※１を全て満たす場合） | 補助上限額（条件※１をひとつでも満たさない場合） |
| 家庭用蓄電システム | 設備費工事費 | 6.7万円/kWh初期実効容量※２ | 6.2万円/kWh初期実効容量※２ |
| 業務用・産業用蓄電システム | 6.0万円/kWh蓄電容量 | 5.5万円/kWh蓄電容量 |
| 業務用・産業用Ｖ２Ｈ充放電設備 | 200万円/台 |

※１　蓄電システムの補助上限額の条件について

①　レジリエンス

故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保の観点から(a)(b)ともに満たしている場合。

（a）蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている。

（b）蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられている。

②　廃棄物処理法上の広域認定の取得

採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得している。

※２　初期実効容量は、ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

　　　なお、最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

２－３．補助対象設備

下記の表に定める要件を満たす設備を補助対象設備とします。導入される設備は、マイクログリッドの発動または運用（オフグリッド時）に必要不可欠なものに限ります。また、地震及び台風等による災害時にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じることとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 再生可能エネルギー発電設備 | ・太陽光発電設備・風力発電設備・バイオマス発電設備・水力発電設備・地熱発電設備 | ■　ＦＩＴ・ＦＩＰ認定されない設備であること。※　ＦＩＴ・ＦＩＰ認定設備又は認定取得見込みの場合、補助対象外とする。■　当該マイクログリッドへ電力を供給する設備であること。■　各種法令等に準拠した設備であること。■　バイオマスコージェネレーション設備の場合、熱利用設備専用部分も補助対象とする。※　発電設備がＦＩＴ・ＦＩＰ認定された設備である場合、発電設備と熱利用設備の共通利用設備の補助対象経費は設備能力比率で按分すること。■　当該マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。■　バイオマス発電設備の場合、バイオマス依存率が６０％以上であること。※　バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 |
| エネルギーマネジメント（EMS）設備 | ■　エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備。当該マイクログリッド内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に必要不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。■　エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等。当該マイクログリッド内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に必要不可欠な、最適化計算、制御を行うプログラム等。■　当該マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。 |
| 需給調整設備 | 蓄電システム | ■　当該マイクログリッド内への需給調整ができる蓄電システムであること。※　無停電電源装置（ＵＰＳ）専用設備は補助対象外とする。■　原則、当該マイクログリッドの発動（ブラックスタート）に必要不可欠なものに限る。※　再生可能エネルギーの発電出力と蓄電システムの発電出力等の比率は問わない。■　各種法令等に準拠した設備であること。■　採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、及びその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認できること。■　蓄電システム設備費と工事費の合計が、目標価格以下であること。2024年度 業務用・産業用蓄電システム目標価格（設備費+工事費・据付費）12.0万円／kWh※　目標価格に含まれる工事費・据付費については７－１．補助対象経費の区分【蓄電システムの目標価格算定のための工事費・据付費について】を参照■　家庭用蓄電システムは、EMS等により調整力として一括制御できる設備であって、蓄電システムの設備費と工事費の合計が、目標価格以下であること。2024年度 家庭用蓄電システム目標価格（設備費+工事費・据付費）13.5万円／kWhかつ、令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業の補助対象となる蓄電システムとして、蓄電システム登録済製品一覧（https://zehweb.jp/registration/battery/）に登録された型式のものであること。又はマイクログリッド発動のための設備として個別に経済産業省に認められた設備であること。※　上記事業の令和５年度における後継事業において新たに交付対象として承認された型式一覧が公開された場合、最新の型式一覧を引用する。■　業務用・産業用蓄電システム、家庭用蓄電システム共に再生可能エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。切り分けられない場合は、目標価格との比較において当該電力変換装置の定格出力（系統側）１kWあたり2万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て） |
| 業務用・産業用Ｖ２Ｈ充放電設備 | ◼　一般社団法人次世代自動車振興センター(Ｎｅｖ)に、令和５年度補正・令和６年度当初予算「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電･充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象のうちＶ２Ｈ充放電設備として承認された型式のものであること。（https://www.cev-pc.or.jp/）又はマイクログリッド発動のための設備として個別に経済産業省に認められた設備であること。※　上記事業の令和５年度補正・令和６年度当初予算における後継事業において新たに交付対象として承認された型式一覧が公開された場合、最新の型式一覧を引用する。◼　住宅（事業用途で使用している場合を除く）以外に設置される設備であること。◼　各種法令等に準拠した設備であること。 |
| 発電設備※ガス、軽油、重油や燃料電池を使用するもの | ■　当該マイクログリッド発動時における調整力として活用するものであること。■　コージェネレーションシステムの場合、熱利用設備専用部分も補助対象とする。■　各種法令等に準拠した設備であること。【発電設備に附帯する燃料タンク等（※）の扱い】■　当該マイクログリッド運用における調整力として活用する燃料を貯蔵するものに限る。■　燃料は補助対象外とする。■　各種法令等に準拠した設備であること。※　需給調整設備に用いるガス、軽油、重油等を貯蔵するタンク、バルク等の設備。 |
| その他 | ■　その他、表に記載された設備以外で、マイクログリッドの発動時における調整力を提供する設備として経済産業省が認める設備。 |
| 受変電設備 | ■　各種法令等に準拠した設備であること。■　当該マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。 |
| 保安・遮断設備 | 事故検知設備 | ■　当該マイクログリッド内の地絡等の事故を検知できる設備であること。■　各種法令等に準拠した設備であること。 |
| 遮断設備 | ■　当該マイクログリッドの発動に必要な設備及びグリッド内送電時の緊急遮断を行う設備に限る。■　各種法令等に準拠した設備であること。 |
| その他 | ■　その他、表に記載された設備以外で、当該マイクログリッド発動に必要な設備として経済産業省が認める設備。 |

【補助対象範囲の例】

※下記に示す図はあくまで例であり、系統線の活用許可等を保証するものではないことに留意すること。

※マイクログリッドの構築において、必要に応じて当該地域の一般送配電事業者との個別の協議を完了すること。

①再エネ設備等の電力をエリア内で面的利用する例



②再エネ設備等の電力を特定施設で利用する例



【３．補助金の支払い】

３－１．支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下URLに掲載されています。

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html>

３－２．支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

※登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。

３－３．実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。





【４．応募手続き】

４－１．募集期間

募集開始日：令和７年３月３日（月）

締切日：令和７年３月２４日（月）１２時必着

※Ｊグランツを利用する場合、締め切り日の１２時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の１２時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日の１２時必着

４－２．説明会の開催

説明会は実施しない。質問がある場合は、令和７年３月７日（金）１２時までにメールで行うこと。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、【１０．問い合せ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mailアドレス）を令和７年３月７日（金）１２時までに登録すること。

４－３．応募書類

①補助金申請システム「Ｊグランツ」で応募を受け付けます。Ｊグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Ｊグランツで行われた申請等に対しては原則として、Ｊグランツで通知等を行います。Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤの取得が必要です。ＧビズＩＤが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。

　※Ｊグランツでの提出方法等の詳細はＪグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

　　　<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

※Ｊグランツに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合があります。

②電子メールの場合には、以下の書類を「bzl-eneshisuka-system@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）申請書」としてください。郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）申請書」と記載してください。

・申請書（様式１）＜１部＞

・提案書（様式２）＜１部＞

・採択審査を行う上での必要書類＜1部＞

（令和６年度事業計画からの変更点が確認できるもの（新旧対照表など）、会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）

③申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（ＥＢＰＭ）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

なお、応募書類は返却しません。

　　④応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

　　⑤提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

※審査にあたって、別途資料の提出を依頼することがあります。

※申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容について【１０．問い合わせ先】へ報告し、指示に従うこと

４－４．応募書類の提出先

応募書類はＪグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

＜Ｊグランツの場合＞

Ｊグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付　して申請してください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/

＜電子メールの場合＞

「bzl-eneshisuka-system@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）申請書」としてください。

＜郵送等の場合＞

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部　新エネルギーシステム課

「令和７年度「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」」担当あて

※Ｊグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なＧビズＩＤの取得ができません。

※持参及びＦＡＸによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【５．審査・採択】

５－１．審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

５－２．審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①補助事業者及び補助事業の内容が「地域マイクログリッド構築事業　要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

②事業内容が新規採択時の「実施計画」に記載された事業内容（計画変更申請又は確定検査にて承認を受けているものは変更後の事業内容）と整合していること。

地域マイクログリッド構築事業　要件審査項目表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 小項目 | 評価基準 |
| 1.補助事業 | ⑴マイクログリッド内容 | 公募要領等の要件に該当する事業内容であること |
| 2.補助事業者 | ⑵補助事業者の要件 | 公募要領等の要件に該当する申請者であること |
| 3.補助対象設備 | ⑶補助対象設備の要件 | 補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること |
| 4.補助対象経費 | ⑷価格の妥当性 | 補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外の経費が含まれていないこと |
| ⑸資金計画 | 補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと |
| 5.補助事業計画 | ⑹公衆安全の確保 | 保安・事故検知設備の設置と、連絡体制が適切であること |
| ⑺事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項 | 一般送配電事業者とのマイクログリッド構築に係る協議やその他事項について、補助事業の実施及び災害等による大規模停電時のマイクログリッド運用に問題が無いこと |
| ⑻設備の保守管理計画 | 保守管理が適切であり、補助対象設備等の効果的活用を行う見込みであること |
| ⑼事業実施体制 | コンソーシアム各社及び各担当の役割が明確かつ適切であること |
| ⑽スケジュール | 事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること |

※採択しない事例

• 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない又は見込みが示されていない場合

• 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合

• 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合

（例：基本設計や容量計算がされていない等）

• 一般送配電事業者との個別協議の進捗に問題があると見込まれる場合

• 導入設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階又は実証試験中の場合等）

• 当該コミュニティ地域の地方公共団体の関与が不確実な場合

• その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

※審査の際、一般送配電事業者への確認のため、必要な情報を当該一般送配電事業者に提供を行う場合がある。

なお、情報の提供については交付申請書の提出をもって同意したものとする。

５－３．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【６．交付決定】

６－１．交付決定

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途連絡を行います。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

※交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に経済産業省が実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※交付決定通知書の再発行は行わないため、補助事業者自身で細心の注意を払って管理すること。補助事業者が保管する「交付申請書 冊子」に綴じ、いつでも閲覧ができるようにすること。

６－２．補助事業の開始～完了

①補助事業者は、経済産業省から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

※原則、業務用・産業用の蓄電池については中間検査の実施後に発注・契約を行うこと。

なお、発注・契約日より前にコンソーシアム契約を締結すること。コンソーシアム契約の締結を発注・契約日以降とし、その後コンソーシアム契約が締結されないことにより補助事業の要件を満たす事が出来ない場合は、補助金が支払われないことがあるので留意すること。

②原則として３者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。３者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※３者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

• 見積仕様書（見積図面）を作成し、書面による見積依頼 （見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと。

• ３者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。

• 見積仕様書において、機種指定・発注先指定等は行わないこと。

• ３者見積を行う場合、見積依頼先の選定理由を明確にして、補助事業者内で承認を受けること。

• 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

※導入する設備の特性等の理由により３者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前に経済産業省に相談し指示を仰ぐこと。

③当該契約・発注内容が補助対象部分以外に補助対象外部分を含んでいる場合においては、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

④当該年度に実施された設計、設備購入、工事、人件費等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算を完了すること。

⑤複数年度事業を一括で契約している場合は、発注・契約についても年度ごとの実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

⑥補助事業者は、交付申請時の内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、経済産業省が軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある（経済産業省の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の１０％以内で変更する場合は、経済産業省の承認を受ける必要はない。

※何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

⑦経済産業省は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。補助事業者は経済産業省の指示に従い、対応すること。

⑧補助事業の完了は、コンソーシアムの契約締結完了、補助対象設備の設置工事完了、補助対象経費に係る検収完了、マイクログリッド全体の試運転完了（解列点は必ずしも開放しなくて良い）、補助対象経費の全額支出完了、マイクログリッドの構築完了（マイクログリッドの運用が可能な状態であること）とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い（金融機関による振込）で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない｡

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに経済産業省に連絡すること。

【７．補助対象経費の計上】

７－１．補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| 設計費 | 【マイクログリッドの構築に必要な機械装置等の設計費】■　実施設計に要する費用。基本設計に基づいて作成された詳細な設計作業や、それに伴う必要不可欠なシミュレーション等に要する費用。※　基本設計費は補助対象外とする。■　マイクログリッド発動時に必要不可欠なシミュレーションや試験等に要する費用 等 |
| 設備費 | 【マイクログリッドの構築に必要な設備の購入・製造等に要する必要最低限の経費】■　機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する設備の購入、製造、輸送、保管に要する費用。■　増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に補助対象とする。本事業に不可欠な既存設備の改造も補助対象とする。＜補助対象外の例＞・土地の取得及び賃借料（リース代）・建屋・中古品の導入・予備品 |
| 工事費 | 【マイクログリッドの構築に必要な工事に要する必要最低限の経費】■　機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する設備設置に要する費用。■　当該マイクログリッドの発動に必要な電力線（電力自営線を含む）及び熱供給配管の設置に要する費用。※　熱供給配管は熱需要先までとし、ファンコイル等は補助対象外とする。■　機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。■　土地造成、整地及びフェンス工事は補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。 |
| 人件費 | 【マイクログリッドの構築に伴う打合せ等に要する人件費】■　実施設計に要する直接人件費（消費税が発生しない人件費）基本設計に基づいて作成された詳細な設計作業に係る人件費※　基本設計に係る人件費は補助対象外とする。■　実施設計に要する一般送配電事業者との協議に係る直接人件費（消費税が発生しない人件費）マイクログリッド発動時に必要不可欠な保護協調及び電力品質に係る打ち合わせ等に要する人件費※　健保等級単価による精算に限る。※　実績報告書の作成や経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時間は対象外とする。■　２０２６年１月３１日までに従事した人件費に限る。 |

|  |
| --- |
| 【蓄電システムの目標価格算定のための工事費・据付費について】マイクログリッド構築事業で導入する蓄電システムの目標価格に含まれる工事費・据付費については、以下の項目とする。※　ただし、クレーンなどの重機費用を除く・基礎工事・搬入費・据付費・電気工事費・試運転調整費・現場管理費・屋外設置用コンテナ/シェルターの設置に要する工事（基礎工事、搬入費、据付工事） |

７－２．直接経費として計上できない経費

・建物等施設に関する経費

・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）

・金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）

・自社での調達がある場合の利益相当分（補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上することとします。※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。）

・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第２条第１項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（ただし、法令等の規程により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

・その他事業に関係ない経費

７－３．補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

**※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。**

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

③簡易課税事業者である補助事業者

④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【８．事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【９．その他の注意点】

①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等ついては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

④取得財産等の管理等について、補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。補助事業者又はコンソーシアム所属者の責に帰すべき事由により、災害等による大規模停電時等に補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ経済産業省の承認を受ける必要がある。

※処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）」に準ずる。

⑤補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【１０．問い合わせ先】

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部　新エネルギーシステム課

担当：中山、内藤、武江

E-mail：bzl-eneshisuka-system@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

（様式１）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号※記載不要 |  |

経済産業省　あて

令和７年度「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 法人番号（＊） |  |
| 企業・団体名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号（代表・直通） |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

＊法人番号を付与されている場合には、１３桁の番号記載し、法人番号を付与されていない

個人事業者等の場合には、記載不要。（様式２）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号※記載不要 |  |

令和７年度「再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業）」提案書

|  |
| --- |
| １．補助事業の目的及び内容（事業の実施方法） |
| （１）補助事業の実施方法 |
| ＊募集要領の「１．事業概要」の「１－３．事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。＊本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。 |
| （２）実施体制 |
| ＊実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容＊外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであればその内容 |
| （３）補助事業の効果 |
| ＊本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。 |
| ２．補助事業の開始及び完了予定日（スケジュール）（１．（１）の実施が月別に分かること） |
| ＊本事業の事業開始日（交付決定日）は、令和７年５月中旬頃になる見込みです。 |
| ３．申請者概要 |
| （１）申請者の営む主な事業 |
| 別添、会社概要（パンフレット）のとおり＊会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。 |
| （２）申請者の財務状況 |
| 別添、財務諸表のとおり＊特記事項等がある場合には併せて記載してください。 |
| （３）事業実績 |
| 類似事業の実績・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨） |
| ４．補助金見込額等 |
| ＊公募申請時点での見込みを記載ください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）○積算内訳（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分及び内訳 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金申請額 |
| 〇〇〇〇事業 |  |  |  |
| 設計費（補助率：１／２） |  |  |  |
| 設備費（補助率：１／２） |  |  |  |
| 工事費（補助率：１／２） |  |  |  |
| 人件費（補助率：１／２） |  |  |  |
| ＊募集要領の「７．補助対象経費の計上」の「７－３．補助対象経費からの消費税額の除外）のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。 |  |  |  |
| **合計（補助金見込額）** |  |  |  |

＊補助率は、募集要領の「２．補助金の交付の要件」の「２－２．補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。○資金計画　補助事業に要する経費　　　　　　円　　うち補助金充当（予定）額　　　　　　円　　　（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定　　　　　　　　　　　　Or　自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）　　金融機関等からの借入れ（予定）額　　　　　　円　　　（借入条件：補助事業取得財産の担保予定　　　有・無）　　自己資金充当額　　　　　　円　　収入金　　　　　　円（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること） |